

## 第4回 ふじみ衛生組合地元協議会 会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成21年12月18日（金）18時30分から20時33分
- 2 開催場所 ふじみ衛生組合2階大会議室
- 3 委員出欠 出席 20人
  - ・出席委員 石坂卓也、伊地山和茂、古賀信義、小林秀行（副会長）、小林又市、小松日出雄、嶋田一夫、清水八千代、田中一枝、野中勇一、馬部昭二、増田雅則（会長）、矢田部正照、野納敏展、高畑智一（副会長）、内藤和男、岡本正昭、荻原正樹、大木和彦、長岡博之
- 4 出席者  
事務局 田中實、深井恭、御前憲昭、奥山尚、飯泉研  
JFEエンジニアリング株式会社
- 5 傍聴者 3人

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 協議事項
  - (1) 新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（案）について
  - (2) 新ごみ処理施設建設工事の工事協定方法について
- 3 その他
- 4 閉会

### 【配付資料】

#### 議事次第

- 【資料1】新ごみ処理施設建設工事の工事協定書（案）
- 【資料1-2】工事協定書（案）新旧対照表
- 【資料2】新ごみ処理施設建設工事の工事協定方法

## 【会議録】

18時30分 開会

### 1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

C 委員 : 計画の掲示板のお知らせの中で、都条例5条1項というのが入っていなかった。何のためのお知らせかと思い質問したら、何か書き忘れたとのこと。それで、高さ2倍の人たちは、土地の権利と建物の権利がある人は、紛争で都条例に従い、都の紛争処理に提訴することができるわけである。

要するに、2倍の範囲の人は、紛争処理で東京都に提訴できると、一方的にもできますということなので、そのことを自分の範囲内の人に通知した。そのことを、冒頭、発言させてもらった。

会 長 : これから、第4回地元協議会を開会する。協議事項の(1)から始める。

事務局 : 前文の下段、「安全の確保、財産保全、工事公害防止環境保全等に関し」という項目を付け加えたところ、健康の視点が抜けているとのことだったので、その前段で「周辺住民の健康及び」と付け加えました。また、この協議会に参加している方々を周辺住民と表現したが、直近の方々への配慮が足りないとの意見もあったので、それについては、後の条文で出てくるが、近隣住民という形で表現しています。

C 委員 : 1点目「ふじみ衛生組合(以下『乙』という。)が、合意し」というのは、何を合意しているのか、わからないので説明していただきたい。協議会を設置したことを合意したのか、以下の各条文について合意したのか。

もう1つは、そうであれば、高さの2倍以上の人に説明するには、やはり、同じような文面をつくったほうがいいのではないか。また、「地域環境の保全を図ることを目的とする」というふうに目的を入れてもらいたい。

事務局 : 目的というのは、条文で目的の条を加えるという意味合いですか。

C 委員 : 案文はまかせるので、目的を入れておいてもらいたいということ

だ。

会 長 : 合意内容の「合意し」というのは。

事務局 : 「合意し」というのは、工事協定書について「合意し」ということになるが、わかりにくければ、修正させていただきます。

C 委員 : 条文を甲乙が合意したと、甲乙というのは、我々とふじみ衛生組合ということ。しかし、内容を見ると、合意する事項以外のものが入っている。したがって、「協議し」でいいのではないか。

会 長 : 協定は合意しかないのでは。

C 委員 : この合意というのは何の意味かとさっきから聞いている。以下の条文について合意したということだと回答があったから、後ほどの条文の中で合意できない事項があると申し上げている。

会 長 : 協定の以下の条文について合意したと、とらないと協定そのものが成り立たないと思うので、意見があれば、そこで言っていただくことにしたい。合意内容は、あくまでも1条以下の中身のことだと思う。

事務局 : 第1条の横に「本工事の工事概要は次のとおりとする」と挿入しました。

C 委員 : この「運営事業」とは何なのか、わからない。条文の訂正、削除をしてもらいたいと思う。

会 長 : これは工事件名で、中身のことを言っているわけではない。

G 委員 : 掲示にはどう書いてあるのか。

事務局 : 工事件名そのものが書いてあります。

会 長 : 削除という意見があったが、これに同意の方はいるか。

C 委員 : 多数決でいくのか。

会 長 : 最終的にはそうせざるをえない。

C 委員 : そんなことはない。

会 長 : そうさせていただきます。

C 委員 : 一応、自分の意見を申し立てておく。

会 長 : 2条にはいる。

事務局 : 「関係法規の遵守」という部分で、新たに加えるということで前回、了承されたのでそのまま掲載しました。

会 長 : 確認されたということで、次に第3条に移る。

事務局 : 第3条は、「工事期間」「作業時間」という部分をそれぞれ3条、4条と分けて提案をさせていただいた。4項の試運転で意見があった。これについて、今後の運転に関する協議事項ではないかということだが、その後、検討させていただいた。その結果、25年3月までが工事期間、そのうち24年10月から25年3月までが試運転期間ということになるが、その期間については、運転に関することなので甲乙協議の上、別途協定を締結するとさせていただいた。

第5項のところでは、工事期間を変更する場合、事前に甲乙協議の上、変更するとなっていたが、特に、近隣の住民の皆様に、きちんと連絡等をする必要があるのではという意見があったので、「乙は近隣住民に通知するものとする」と付け加えました。

会長 : 第4項の赤字の部分の最初、「内容については」というのは試運転の内容と思われるので、「試運転の」という言葉を書いたほうが条文としてわかりやすい。試運転の内容は別途協議であると、こういうふうにしたほうがいいかと思う。

A 委員 : 試運転期間中は24時間操業と、前回の案はそうになっていた。今、改めてその問題は別途協議するというふうにされたが、工事協定書全般は、騒音をはじめとする、試運転期間中に想定されるような問題も含まれている。改めて試運転期間中の協定を議論するという煩雑さよりも、従来のほうを生かしておいたほうが適切ではないか。改めてもう1つ、同じような協定をつくるのはいかがかなと思う。

事務局 : 「試運転期間」というのは、当然、工事期間に包含される。工事協定の期間は、22年8月から25年3月までということです。その中に、試運転がかぶっていて、24時間操業しますよという言葉を入れている。試運転は運転に関することなので、協議事項としてはそのとき以降の問題として一緒にやっていくべき事柄で、その試運転の内容については、別途に協議をしていきますという意味です。

A 委員 : 問題点は、騒音だとか、悪臭だとか、ここに書いてあるようなものしか起こらないのではないか、建設工事よりも試運転のほうが一般的に想像すれば軽度だと思う。

会長 : 工事と基本的に違うと思うのは、工事をやりながら一方でごみが燃やされるということ。試運転だから燃やすわけである。そういう

ことについて工事の協定では、うまくたがをはめられないのではないかとというふうにも考えられる。

A 委員 : 正規の操業までは工事期間だと思っている。そういう理解だから申し上げた。

C 委員 : 夜中の1時から収集車が10台、入ってくる。要するに、そういう問題もでると思う。だから、これは別にやっていただきたいと思う。

A 委員 : もう1つつくるのが前提なら理解する。

会 長 : 試運転の内容については甲乙協議の上、別途協定を締結するということでよろしいか。

C 委員 : この内容について、別途協定を締結するのだが、これをやるときに、防じん、防臭、防音、そういうのは近隣住民に説明していただきたい、そういうふうに入れていただきたい。

事務局 : ここでは、工事の内容ということで限定させていただいている。

C 委員 : 燃やさないのか。

事務局 : 燃やすが、別途協議ということです。そのときに、今の意見等も踏まえて検討させていただきたいと思う。

C 委員 : 検討ではなく、試運転をやるときにいれておいてもらえばいい。

A 委員 : どこに入れるかは別にして、委員が言うような問題は、それぞれのところに全部近隣住民と入れなければというのは、協定書の文章上は適切ではない。どこかに1条、そういうことを入れたらどうか。それで全部をカバーすると。

事務局 : 第10条で「廃棄物対策等環境保全」という部分がある。その辺で入れることでよろしいか。

C 委員 : それでは困る。一括したらどうかという意見、自分もそれで結構だと思う。冒頭で入れてもらえればなお結構なのだが、発生するのは、第4条で、時間の延長とか、工期の延長とか変更、そういうときには、やはり全部、前文、近隣住民のところに入れてもらいたいということ、この間、前回の協議会のときにも前文にそういうことを入れてほしいと、文面は任せるからということで申し上げた。8時から5時まで、それから2時間とか1時間とか延ばすときには事前に近隣住民に説明書を入れておいてほしい。

会 長 : 今はそのことを議論していない。一括して入れるところがどこかと、10条ではどうかと、そういうことを議論してほしい。

C 委員 : 冒頭に入れてほしい。

会 長 : 冒頭という意見である。

C 委員 : 各条みんな入れてもらいたいと思う。

副会長 : 今の試運転期間のところでは、別途協定を締結するというところになったので、屋上屋を重ねない中で別途協議の中に入れるということが1点。それから、趣旨的な、網羅的なものは、「この協定書は」の「合意し」というのが、何かよくわからないという話したが、その行の「周辺住民の健康及び安全の確保、財産の保全、工事公害防止、環境保全」ということで大きく広く包括して言っている。具体的な作業としては、作業時間の中で、第4条の第2項だか、「外部に粉じん、騒音が漏れることのないように」と。

そういう点で、心配の向きは、大きくは前文の中で網羅されている。そして、試運転期間のところだと、細かな部分であれば、別途、協定するというのであれば、一定の整理がつくのではなかろうかと思う。

C 委員 : 確認しておくが、防じん、防臭、防音等、その4項目についてはどこかに入れてもらうということで了解する。

第3条2項のところの「騒音の少ない工事に限って」と、騒音の少ないというのはどの程度で、これは事例を入れてほしいと言ったつもりだが、少ないというのは、どういうものか。だから、近隣住民の苦情が発生しない工事に限ってはいいですよと、そういうことだ。そういうふうに入れてもらいたい。

事務局 : 基本的には休日、土曜日等に工事を行う場合は、通常行っている振動の大きい工事は行わないという意味合いだが、現時点でどういう作業かと言われると難しい。

C 委員 : 苦情が発生しないようにやってもらえばいい。

事務局 : もちろん、そのようにはさせていただきます。

会 長 : その分は議事録に残すことで、条文に入れることについては、項目に入っているのだから、拡大解釈すれば何でも入れなければいけないことになるが、ここは、議事録にとどめるということにさせていた

だく。

C 委員 : 条文の、この中に、「近隣の苦情の発生しない、少ない工事に限って」と、そういうふうに訂正しておいてもらいたい。

会 長 : ほかにご意見がないようなので、このままにさせていただき、議事録にとどめるということにさせていただく。

M 委員 : 今の件だが、「振動、騒音の少ない工事に限って行う」と書いてあるわけだから、常識から考え、これでいいと思う。

事務局 : 周辺の皆様に関しては、第9条の2項のところに、苦情については誠意をもって対応させていただきたい。

C 委員 : 騒音の少ない工事とは、どういう工事なのか。

事務局 : 騒音の大きい工事、杭打ちするとか、ブルドーザーのような大きな騒音を出す工事は行わないということです。

C 委員 : 杭打ちとは、何キロのものを打ち込むのか。今どきそんな工事はやらないはず。

事務局 : これは騒音のところでも話しましたが、85デシベル以下ということで規定させていただいている。大きな音を出すようなものは、しないということです。

副会長 : 音を感じる方、においを感じる方、これは千差万別で、相当違いがある。苦情がでることがあるかもしれない。我々としては、理解をいただいてやらなければならない部分があるし、暗騒音とかデータベースでもって、そういう騒音の中で、音が特定的に聞こえる人もいるかもしれないが、暗騒音とレベルがほとんど同じであれば、こういうことですよと言ってデータを示しながら理解をいただくことでいかないと、苦情が出たことに対して工事をとめてしまうと工事はできないので、その辺では、我々も誠心誠意、その苦情に対して理解をいただくようにしていきたいと思う。事務局から説明しているとおりに、皆さんがお休みのときに振動や騒音の少ない工事に限って行うということで、これで網羅的に書いてあるということで理解いただければと思う。

C 委員 : 事務局が杭打ちだと言うから、杭打ちでそんな少ないということはない。バイブレーションでやるのか、それともアース法か、どういう方法でやるのかと聞いている。

会 長 : 杭打ちはしないとやっている。

A 委員 : この全体の行程の中で、包括的に入れたらいいと言ったが、近隣住民への配慮は、重要なことだと理解している。ただ、騒音の問題で言えば、85デシベル以下と示しているわけで、それがどういう工事であるかという問題は、さまざまな工事があると思うが、音としてはそういうことに限定しているわけで、委員の言う心配は、ある意味で、協定書は全般的にカバーしていると思っている。個々のところに、特定した工事を全部列記した協定書なんか、ないと思っているし、それは、どういう工事と限定して、全部列記したら膨大な協定書になるわけで、趣旨は、委員が言うことが含まれていると理解しているので、これでよろしいと思う。

C 委員 : 低騒音とか、最も近代的な工具を使ってやりますと書いてある。それは納得するのだが、今、85デシベルという話が出た。それは、環境影響評価書の190何ページかに65と書いてある。どうして65が85になるのか質問する。

事務局 : 法では特定建設作業というものに位置づけられ、前回も言ったが、どんな機械で騒音が出るのかというと、杭打ち機、バックフォア、それからトラクターショベル等ということで申し上げた。騒音で基準値となっているのは85デシベル以下というふうに規定されているので、騒音規制法に規定されているので、この条文について85デシベル以上にならないようにしたいと、理解いただきたいと説明した。

C 委員 : ふじみ衛生組合が東京都へ提出した環境影響評価書、その中の百何十ページに、騒音について65と書いてある。それを説明してほしい。

D 委員 : 工事中における環境影響評価の環境基準については、東京都の環境確保条例に基づいて、勧告基準80デシベルということで環境影響評価書はなっている。85というのは、先ほど言った特定建設作業の場合についてなっている。今回、新ごみの建設にあたっては、指定建設作業ということで、80で抑えるようにしている。この85というのは、特定の場合で言っているが、アセスの視点から80で、5デシベル下げて施工していただく。

この間、J F Eのほうから85という説明もあったが、アセスでは、指定作業というふうになっているので、これを守ってもらうということでお願いしたいと思う。

会 長 : もう一度確認する。80デシベルにしてほしいということか。

D 委員 : 80を守っていただくということである。

会 長 : J F Eの方、この件について見解をお願いします。

J F Eエンジニアリング : そのようにする。

会 長 : 65ではなくて80以下ということ。これは条文も直してよろしいか。

事務局 : 今のところは、第6条の工事中の騒音の第3項の部分である。第3項に「音圧85デシベル以上とならない」というものを「80デシベル以上」というふうに訂正していきたいと思う。

C 委員 : 環境影響評価書に書いてある太枠の65というのは、どのようなものか。説明していただきたい。

会 長 : 65という数字があるということだが、これは、時間が制限されているので、今、無理ならば別途ということ。

C 委員 : 別途、説明してほしい。

会 長 : 別途をお願いします。次、第4条をお願いします。

事務局 : 第4条第2項について、前回は「工事の前後1時間は作業時間に含まれないものとする」としたが、分かり易く「工事作業員の通勤用車両及び準備、片付け作業については、延長した工事も含め、工事の前後1時間以内に車両の出入り及び作業を行うものとする」と、訂正しました。

次に第4項の最後の部分で、「事前に乙は甲に連絡するものとする」となっていたが、「甲乙協議のうえ変更する」というふうに「協議」を加えました。協議の上、変更するものとし、「乙は」の以下は委員の意見を入れ、「近隣の住民に通知する」を、つけ加えました。

C 委員 : 原則は8時から5時までだから、それはいいだろう。しかし、以下の作業は無限になるのか。各条文を見ると、休日に限ってもらうとか、ずっと行って無限になってしまうので、6時までには仕方ないと思う。ただ、2時間以内の工事延長は、承服できないので、病人

がいるというのがきっかけだが、そういう人に十分配慮して、後ほど出てくるが、2時間というのは考えられない。

作業時間を変更する場合は、事前に甲乙協議の上、変更する旨を乙は近隣住民に、つまり、我々に通知するだけでいいのか。これはおかしいと思う。これは先ほどの項目で縛られるのか。事前に説明していただけるか、それを確認したいことが1点。

外部に粉じん、騒音が漏れることのない室内における作業は無制限に延長できるのか、この限りではないだから、5時までではなくてね。コンクリート工事における、打設の残作業・金ゴテ押さえ等中断できない作業は無制限に延ばせるのか。これはおかしいと思う。工程管理をきちんとやっていれば、少なくとも5時で終わるはずだから。何かあったとしても1時間限度で、工程が組めないようではだめだと思う。時間が無制限というのは困る。

会 長 : まず1つは、4項目の2時間以内については自然災害の復旧という限定項目がついている。これは言葉のあやだが、これでもだめだという意見か。

C 委員 : 疑問がある。自然災害というのを説明してほしい。

会 長 : 自然災害といえば見当がつくはずと思う。

C 委員 : 大雨、大風も自然災害だ。

事務局 : (1)から項目を説明させていただく。コンクリート工事は、現場にいるミキサー車のコンクリートがまだ打設作業の途中で残っている、これは現場におろさせていただきたい。そして、コンクリートは硬化するので長時間置けない。その打設したコンクリートの金ゴテ押さえをするが、硬化しないうちに素早くやる。時間がかからないものと理解している。

それから、(2)の粉じん、騒音等がもれない作業で、室内で、クロスを張る作業とか電気工事のことを言っている。それから、自然災害だが台風等が来たり、いろいろな被害が現場内であった場合にその復旧作業で、これも2時間以内でおさまるように、ふだん、養生をしておくので、大きな被害はないと考えているが、あった場合は、それ以内におさまるように行いたいと、思っています。

C 委員 : 落雷でも自然災害だ。大雨が降ってもそうだ。そういう事例を、

1つ2つ、入れておいてほしいということだ。

事務局 : 了解しました。

会 長 : 次、第5条に入る。

事務局 : 工事用車両等の運行。この件については、前回6項、7項を追加しており、工事用車両の待機場所、それから周辺道路に駐車は行わない。車両には工事名をつけたステッカーを表示するということでした。この項目については、きょう、欠席されている委員から要望があり、このステッカーには連絡先等も明記したほうがいいという意見があったが、これについては、問い合わせがあった中で、工事件名等で理解されるのではないかと考えている。このことで、6項、7項を追加させていただいて、前回、承認をもらったものです。

会 長 : 今、欠席されている委員からの意見に対しては、「一切ふじみに対応します」という回答としてよろしいか。

事務局 : 結構です。

C 委員 : 工事用車両等の東八道路左折入場、左折出場はAゲート、Bゲートは右折入場及び左折出場になっているが、従来から、ふじみ衛生組合はAゲートのほうを使っても、Bゲートは閉めることになっていた。右折入場、左折出場とするということは、調布市長にも会ってお願いしたことがあるが、近隣住民としては、三鷹警察、調布警察などと連絡してからと、それは困りますよと。近隣住民とも影響があるので協議してくださいと。協議するという事になっているので、なぜ西口が、気持ちとしてはわかるが、自分としてはいいんじゃないかなと思うけれども、従来の経緯からして、あそこは入場はできないはずなのに、なぜBゲートを入場するようにしたのか、経緯を説明していただきたいと思う。

副会長 : 質問された委員が歴史的経過はご存じで、私が18年4月に着任する前の事務長もそうだが、長い歴史があって、リサイクルセンターを運営するに当たっては、なるべく負荷をかけないようにということで、西側及び東側のほうからは出入りをしないようにして、そして正面の30m道路側から出入りしようということで、近隣の方々からも、いろいろ苦情を言われた部分があったので、できるかぎりそうしようということであった。

今回は、車両等について、可燃、不燃を合わせて約500台来ると、これは、Aゲートだけ、つまり30m道路だけではなくて旧多摩青果側もあけて、東・南・西と50%、30%、20%ということでやるような形になっているので、歴史的経過はあろうかと思うが、実施計画の説明会を調布で2回、それから三鷹で2回やったときも、きちんと車路を示していろいろ意見をいただきまとめ上げてきたものである。

B 委員 : 今の説明は、工事中の話ではなく、工事完了以降の、実際にごみが入ってくる話である。工事中については、市民検討会等でも搬入車両についていろいろ議論いただいたが、トラック等、大型車両については基本的に東八道路を左折入場、左折出場と、工事の作業員、そういった自家用車については原則、西側のゲートを使うというふうに説明してきた経過がある。

副会長 : 経過と言われので、ずっと先の話まで言ってしまった。今、補足されたとおりに、西側も使って、南のほうになるべくなら駐車せよという委員の指摘も受けてそういうふうにするかと答えていたから、それは納得いただきたいと思う。

C 委員 : わかった。要するに、まだ記録はもらえないが、前回、作業員の車は全部、旧クリーンセンターのほうに持っていくということになっているし、作業員の車だったらBゲートを使うことはないのじゃないか。もう1回、事務局に確かめたいが、作業員の車は旧クリーンセンターのほうに80台全部、持っていくことになっているから、向こうの奥のほう、西側ではないということを確認しておきたい。

B 委員 : 前回、工事中の図面を示して、図面上、作業員の車がかなり北側に寄っていたという指摘をいただき、委員から、もっと南に寄せるべきだと、指摘されたと認識している。それで、JFEの回答としても、できる限り北側ではなくて、南側に寄せるようにという回答をしたと認識している。

C 委員 : できる限りでなく、全部向こうに持っていってほしい。

会 長 : 次に入らせていただく。

C 委員 : 今の発言を確認しておきたい。

- 会 長 : 確認はされたものとみなす。
- C 委員 : 確認だけ、1分でいい。向こうへ持っていきますと。
- 事務局 : 前回の議事録について、きょうは間に合いませんが、今後、前回の議事録を皆様に配付されるので、そのときに内容を確認いただいて、委員の発言した内容等と違っているようであれば、それはまた指摘いただきたいと思います。
- C 委員 : わかった。
- 会 長 : 第6条をお願いする。このときに環境影響評価のデシベルの問題が回答できるようだったら、追加をお願いする。できなければ次回で結構である。
- 事務局 : これについては、3項のデシベルの部分で先ほど意見があった。先ほどの段階では、この3項の部分を「音圧80デシベル以上とならないようにするものとする」というふうに訂正させていただくこととしました。
- 副会長 : 先ほど委員から65デシベルという話があった。  
これについては、稼働後の話かと思う。確かに、稼働後については、今、65という話があったが、工場・指定作業場——要するに、完成後の話だが——にかかわる騒音の規制基準、先ほど言った東京都の環境確保条例に基づくと、朝6時から8時が55デシベル、それから昼は60デシベル、夕方55デシベル、夜間50デシベルという4段階に分けてデシベルが決まっているところだ。これはあくまでも稼働後の話である。この場については、工事中のお話ということで、先ほどの80というお話をさせていただいた。
- C 委員 : 85デシベルに達するような機械が3つある。その3つを使うのか、使わないのかということが保留になっている。おそらく使わないという返事をしてくれると思うのだが、それを確認しておきたい。
- 事務局 : 前回、機種名まで話して、そういう機種が考えられるということなのだが、現在のところまだ決まっていません。
- C 委員 : 保留で了解する。後ほど返事がほしい。
- 会 長 : 第7条に入る。
- 事務局 : 前回、この本文でご承認いただき、特に意見はなかった。
- C 委員 : 北側と西側についてはしっかりした3mの防音つきの鋼矢板をつ

けてほしい。

事務局 : その件については仮囲いということで、第2回地元協議会の際に3mとするということで絵つきで説明させていただいたと思う。

会 長 : 次、第8条をお願いします。

事務局 : これについては、前回、「本工事中、クレーン等及び建物の影響により周辺住民にテレビ電波障害が生じた場合は、乙の負担において調査を行ったうえ、対策工事を実施するものとする」ということで、承認をいただいた。

会 長 : 前回同様、よしとして、第9条に入る。

事務局 : 第9条については「災害補償」という表題だったが、「損害賠償」に直し、条文の中で「周辺住民や周辺住民の家屋、諸設備」というふうになっていたが、この部分については、「近隣住民」に改めさせていただいた。ここに、先ほど、前文に挿入した、「健康及び財産に」という言葉をつけ加えた。後段のところ、一番最後のところの「第三者機関」を削除し、「乙の負担において」ということに修正し「乙の負担において調査を行ったうえ賠償するものとする。」と改めた。

G 委員 : 文章として、「工事中」というのがあいまいである。これは要らないのではないかと。被害とかの場合、工事が終わってからという場合もあるのではないかと。「工事中」ということに限定しないほうが納得しやすいのではないかと。思う。

会 長 : 「本工事に起因して」というのは、委員の言っている趣旨のことと思うが、2つ、並列でまずいか。

G 委員 : それは、工事中であって、本工事に起因してと、工事中にそういう問題が起きたときにというふう限定される解釈もできる。

B 委員 : 工事中に限定されたというふうにとられかねないという指摘の点は確かにあると思う。工事に起因して、実際に工事が終わってみて初めてわかったというようなことも考えられるので、「工事中」という文言を削ってもよろしいかと考える。

会 長 : 次は第10条をお願いします。

事務局 : この項目については特に意見等はなかったが、「関係法規の遵守」ということは第2条のところであらうたっているもので、この部分を

削除しました。

それと欠席された委員から、工事車両の汚れは直ちに清掃すると、資材等の散乱があった場合には直ちに清掃するというような項目が3項のところにあるが、これらについて、定期的にという意見があった。出入り口付近については工事が終わったところできちっと清掃をしてというふうに考えている。それは毎日の作業で行う予定です。

会 長 : 次に第11条に入る。

事務局 : 「排水対策」については特に意見はなかったので修正はありません。

会 長 : 第12条をお願いします。

事務局 : 「火災防止対策」については、第2項に「乙は現場内での焚き火をさせないこととする」とつけ加え、承認をいただきました。

会 長 : 第13条をお願いします。

事務局 : 第13条についても、前回、(2)と(3)、「週間作業計画」と「作業時間外、休日の緊急連絡先を明示すること」という2つの項目をつけ加え、承認をいただいたものです。

会 長 : 次をお願いします。

事務局 : 第14条は、新たにつけ加えた条文で、「風紀」ということである。各項目とも前回説明したとおりで、このとおり承認いただきました。

会 長 : 次、第15条をお願いします。

事務局 : 第15条についても、前回、「その他」から「疑義の協議」にかえさせていただいたが、やはり、私どもの文書担当等と検討した結果、「その他」が適当ではないかということで、もとの文言に直しました。

会 長 : 全15条が終わり、前半の部分で修正部分等があった。これについては、事務局で案をつくって次回に示してもらおうということによるしいか。

事務局 : 1月になります。

会 長 : 1月は13日になる。一応、条文としては終わっているのだが、これは事務局が考えた内容である。ほかに、もちろん工事内容とい

う限定がつくし、先ほど議論になっている、試運転は除くという範疇において、こういうことを入れるべきであるということがあったら、意見として聴いておいたほうがいいかなと思っている。

C 委員 : 先ほどふじみの委員からも発言があったが、今までいろいろ述べたことの図面がある。この図面を、ぜひ、今まで言ったことをあらわしておいていただきたい。次回に、言ったことに基づいて修正して、図面をきちんと出していただきたい。言った人はわかるが、皆さんによくわかってもらえないと思う。それが1点。

2つ目は、工事協定ばかり急いで月2回やっているのだが、少なくとも、次回にやる1週間ぐらい前には図面を届けてもらいたい。それから、できれば、条文もいただきたい。

3つ目は、工事協定だから、契約して本工事に着手する3月末までにやればいいので、こんなに急がなくてもいいのではないかと思うが、回答をお願いします。

事務局 : できるだけ事前に配付するように努力するが、協議会の間隔が短いので、かなり間近になった配付になっている。次回は1月13日なので、配付は年明けにはなるが、できるだけ早目に配付させていただきたいと思います。

図面については、基本的には協定書に添付するというふうに約束をしているので、修正をして添付します。

B 委員 : 委員から、協定書について3月末まででよろしかろうという意見があったが、工事請負契約については2月の議会に上程する。そこで審議をして議決をいただくことになるので、その段階で工事協定の内容が固まっていなくて、後日、工事期間等に変更があるということになると契約そのものできない。時間がなくて申しわけないが、議会等の日程もあるので、ご理解いただきたいと思う。

G 委員 : 協定違反についての規定の記載がないので、「本協定に違反する事態が生じた場合は、甲は乙に対して是正を申し入れることができるものとする。乙は甲と協議の上、是正する」と、こういう推進条項的だが、違反事項が1つも書いてないので、罰則までは必要ないと思うが、入れておかないと、後でいろいろな方から指摘を受けるのではないかと思う。

もう1つ、これは協定書の中に入れる必要があるのかなと思うが、工事の連絡会というか、工事の協議会、定期的にやるものだが、その中で、住民の苦情であるとか、問題点を取り上げていかないと、個人でいろいろ言ってもらちが明かない場合もあるかと思うし、問題点が掘り下げ切れないということもあると思うので、この協議会をそういうものにするのか、あるいは、少人数での工事連絡会的な形のを工事期間中は開催していつてもらいたいと、それは事務局で考えていただきたいと思う。

最後に1点、これは、この協定書に入れるべきというよりは、ふじみ衛生組合と施工受注業者の中で決めてもらえればと思うが、設計に起因して、建てたのだけれどもいろいろな問題が起きた、住民にとって問題になるような風切り音とか騒音、悪臭、どうも十分満足がいくようなものではなかった、ないしは、住民サイドから考えたときに問題があるというふうになった場合は、施工業者は改善するというか、できた後であっても、当然ながら、焼却の能力とか、そういう性能以外にも環境的な側面についても当然配慮されていると思うが、それが入っていればいいのだが、意見として申し上げておく。

副会長 : 今、委員のほうから、いわゆる、乙は甲が違反した場合についてはというふうなことだが、そういった条項は検討させていただきたいと思う。

工事の連絡会的なものだが、今、これはどういう形でできるのかも含めてご提案として受けとめさせていただきたいと思う。

B 委員 : 3点目の設計性能を満足できない場合、それは焼却対象量のみならず、公害防止基準等について、満足できない場合にはどうなるのかということであるが、試運転期間中に達成できないのであれば徹底的に直していただき引き渡しを受けるし、引き渡し以降、そういったことがあれば、その点についてもまた改善をしていただき公害防止基準を守っていただくことになる。この点については、契約書の中でうたわせていただきたいと思う。

C 委員 : 北の台第二自治会からの提案、大賛成だ。我々6m離れた住民に対して、どうも説明できにくいと。だから、工事に関して、今、提

案されたような、近隣住民と、ふじみとの工事に関する、月1回でもいいので、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、事務局に意見申し上げるが、あの図面を見ると、西側に何か通用口がある。あれは向こう三軒両隣で、ふじみ衛生組合と隣の自治会と話し合っ、私としては、あそこをあけてもらっては困ると思っている。新宿区で建築確認を取り消して、でき上がったマンションも取り壊さなければならないと。そういうことも含めて、今の28mもまだ解決していないので、そういう意味で、あそこにふじみの通勤通路をつくるということ、これは別途また、隣組として協議していただきたい。

副会長 : 委員が言われたのは、旧収益事業組合があったところの通用口と思う。工事期間中は、ふじみの事務所も取り壊してしまうので、旧収益事業組合のところを改装して使う予定でいる。かつ、手狭なのでプレハブ事務所をリースする。そこに仮囲いができるので、そこをよけて、あそこから私どもが出入りしないと出入りするところがない。そこは容赦いただきたいと思います。十分説明するので、理解のほどをお願いします。

C 委員 : この協議会ではなく、隣組として事務長と話をしたいということだから、私たちの隣組に対してもじっくり説明をしていただきたい。私としては、あれは取りやめていただきたいと思います。

会長 : 今のことは要望事項として取り扱わせていただく。

提案というか、協定書の中に書くことはないと思うが、議事録にとどめていただきたい。今、委員から定期的な打ち合わせということ、これは私も委員の一人として賛成である。それから、協議会の委員の工事視察ということも定期的にやるということも中に入れさせてもらいたいと思っている。もちろん、工事中なので進捗状況を邪魔してはいけないし、安全に特別な配慮をしなければいけないということで、節度を持ってやらねばならないが、工事にも節目、節目があると思うので、年に2回か、3回ぐらい、3年間あるとすれば数回から七、八回ぐらいの回数を設けてもらってやりたいと思っているが、これは提案であり要望である。

事務局 : 協議事項の2点目、「新ごみ処理施設建設工事の工事協定方法に

ついて」。

協定書ができて、基本的にだれとだれが協定するかということである。甲、乙とすれば、乙はふじみ衛生組合管理者となり、甲のほう、地元協議会で工事計画協定書ができてくるということで、まず、地元協議会会長と管理者ということの基本とした考え方である。そして、各自治会長の名前を入れるかどうかというところの入れ方は1案、2案というふうになっており、1案については、今、参加いただいた自治会の会長さんが連名で連なるというもの。2案は、要項上にある全部で三鷹、調布の21の自治会だが、その自治会長さんに連名をしていただくというのが2案。3案は、会長と管理者で締結をするということです。

いずれにしても、工事協定書記載のとおり周辺住民、近隣住民ということで、ここに署名している自治会ではないから賠償してもらえないとかではなくて、両者でこの協定書を、書面によって担保するというものの証とするものです。

会 長 : この協定書に、名前を書く人の提案が3つあったが、本件についてご議論をお願いする。今の1案と2案の違いをもう少し詳しくご説明をお願いする。

事務局 : 1案は、20自治会が参加しておりますので20人ということになる。2案は21人です。

B 委員 : 三鷹市の上連雀南睦会、ここが委員さんを出していないので、その1自治会だけ違うということである。

K 委員 : 意見だが、協定にサインをするという気持ちになるのは、こういう議論を聞いた人だと思う。「自治会長だからサインしてくれ」と言われてもきついと思う。そういう意味で、代表でいいのではないか。つまり、会長は今、調布なので、副会長の三鷹の方と、事務局案には入っていないが。

会 長 : 3案の変形ということ。

G 委員 : この問題は非常に難しい問題だと思う。協議会に出席している委員が、必ずしも、住民を代表しているかという問題がある。本来なら、この協議会というのは、主として検討する会である。その検討をする協議会とふじみ衛生組合の管理者が結ぶというのは、副会長

にふじみ事務長が入っているので、契約を結ぶ当事者同士ということが、おかしなことになると思う。

K 委員 : 私が言ったのは、2人じゃなく1人、三鷹のほうの代表と。

G 委員 : 基本的には、自治会が組織されているのだったら自治会が結ばなければいけないと思う。したがって、ここで言う第2案という形がいいのではないか。第3案では、場合によって、ここにいる人と、それから、ふじみ衛生組合が理解したということになって、本来なら、我々は自治会の代表なので、持ち帰って自治会の皆さんの意思を聞かなければいけない立場だから、それをどうするのか皆さんの代表のところ違うのだらうと思う。いずれにしてもそういう問題があるので、手間はかかるかもしれないが、要項の自治会に同じように同意してもらおうとしたほうがいいのではないか。

A 委員 : 参加していない自治会の会長に署名の負担をさせるのは、シビアな問題をいろいろ含んでいるから、きついのではないかなと思う。議論を尽くして、協定の中身について、全般的に納得するか、しないかという問題は個々にみんな違うと思うが、それなりに経過を含めて理解している人が署名するべきだと。今後のさまざまな紛争の問題を含め、考えたほうが良いと思うので、1案だと思う。意見だけ申し上げて、絶対に1案でなければいけないというふうに主張するつもりはない。考え方としてそうだとすることを申し上げておきたい。

N 委員 : 自治会長で代表して出てきているが、何か問題が起きたときの責任とか、そのときに協議をしても、その2年後には自治会長の任期は終わって、次の人になっているということだと、当時に印鑑を押した人が責任を持ってそれに対応するのかどうか、そういうようなことがあるので、責任を1つにして、そのときの会長と三鷹のほうの副会長、そういう方が代表してこういうふうに来ているんだよと。ただ、委員、メンバーはわかっているのだから、たまたまそういうことでしたというほうが良いと思う。

こういう委員会での署名の仕方はどのような形式でやっているのか、よそなども参考に聞かせてほしいと思う。

G 委員 : この協議会に付与された権限は、こういうことが含まれていなか

ったと思う。協議会の設置要項等も今、見ているが、地元協議会のメンバーが検討して住民の意見を反映するけれども、その代表として契約を結ぶ権限というか、そういうものは付与されていないと思っている。その辺のところをどういうふうに解釈するのか。

M 委員 : これは、新ごみ処理施設の工事の工事協定書で、契約書ではない。今の考え方は3案で、先ほど委員が言ったように、会長が調布側、副会長が三鷹側なので、この2名の連名でよろしいのではないかと思う。

この協議については、自治会の代表として、みんな参加して協議した上での決定だし、契約書ではなくて協定書だから、それが一番簡単でいいのではないかと思う。

C 委員 : 協定書は契約書であり、相互協定である。約束したことは相手にも守らせるし、自分たちも守らなければいけない契約書である。そういう考え方では、いかに契約書をやってもらうかということをも十分考えた上で、これは判を押さなければだめだと、そういうことを述べておきたいと思う。

副会長 : 今の意見で出された第1案か3案だろうということだが、G委員が言っていた副会長に行政側が入っていることが問題になるのではということだが、これは全く問題ない。皆さんが会長に一任ということで合意形成をして会長が署名して工事協定を結ぶことに何ら問題はない。かつ、今、補完的に出たように、会長だけでなく、副会長もということで、これで三鷹と調布のバランスがとれてということであれば、なお結構である。自分が入っているから正副会長ではできないということではないので、その辺は心配ないと思う。

F 委員 : 前例にどんなものがあるのかということも、まだ時間があるわけなので調べた上で、2案、こちらのほうをお願いできればというふうに思う。これから20年間というものは、この地元協議会というのは続いていくわけである。ほんとに長い20年間を考えていくときに、この協議会というのが機能していかなければならない、これが我々の一番の原点だと思う。それにはやはり周辺の、この500m以内の自治会が、それなりの自覚を持たなければならない。それがあって初めて生きていくのだろうと。根本はそのように思ってい

る。一々回るのも大変だなということもあるかもしれないが、そのような気持ちを強く持っている。また、自治会に帰って、そういうことを皆さんに伝えて、その年の自治会長さんの判をいただいて積み上げていくことになるのではないかと、私はそういうふうに思っている。

副会長 : 先ほど、この要項は協定を締結するまでの権限までではないのではないかという質問があったが、いかがか。

事務局 : 要綱の9条に「その他」ということで、「この要綱に定めるもののほか、地元協議会の運営に関して必要な事項は会長が会議に諮り定める」と規定があり、こういった協定書の締結について、皆さんが合意されれば、要綱に定めるもののほかは、そういったような決まりをつくってもらえば、それでよろしいのではないかというふうには考えています。

C 委員 : この協定書について、契約はふじみ衛生組合とJFEとやるのだろうか、その契約書の中で、この協定書の条文をいかに請負業者に反映させるのか、どういう契約をやるのか。

B 委員 : 仕様書の中で「別紙工事協定が地元と締結されているので遵守すること」という形で表現するようになる。

会 長 : 次回、1月13日となっているが、そこで審議をさせていただく。

事務局 : 次回は1月13日6時半ということになっているので、よろしくお願ひしたい。きょうのまとめの議論をいただき、ほぼまとめられればなと思っています。

その後、2月終わりか3月ごろに施設見学会を考えており、その候補地等も検討させていただき、次回に説明します。

20時33分 散会